

福井小水力利用推進協議会 第3回通常総会&講演・交流会 (2014)

日時 2014年6月29日(日) 14:00~16:45 (懇親会:17:15-19:30)

場所 地域交流プラザ アオッサ607室

プログラム

(1) 通常総会 (14:00~15:00)

開会

議長選出

第1号議案	2013年度	事業報告について	・・・	資料1
第2号議案	2013年度	決算報告について	・・・	資料2
第3号議案	2013年度	監査報告について	・・・	資料3
第4号議案	2014年度	事業計画について	・・・	資料4
第5号議案	2014年度	予算について	・・・	資料5
第6号議案		役員の改選について	・・・	資料6

その他

閉会

(2) 講演・交流会

(15:15~15:45) 講演「越前市大滝地区小水力モデル事業(仮題)」
NPO法人 森のエネルギーフォーラム 増田頼保

(15:45~16:45) 事業計画説明&意見交換

- (1) ミニ水力発電装置の製作と、それを利用した教育・啓発事業
ローカーボンライフ研究所 田嶋 哲雄
- (2) 小水力発電の実証実験と利用実験(高須プロジェクト)
福井県立大学 菊沢 正裕
- (3) 流量観測法、水利権の許可に関する方法の研究
ジビル調査設計(株) 高嶋 義和
- (4) 意見交換会

(3) 懇親会 (17:30~19:30) 居酒屋「わらび」(駅前店) 会費4,000円 定員20名

資料1 2013 事業報告 (案)

- ・ 会議 理事会 (4回:2013.8.31、2014.1.24、2014.4.25、2014.6.13)
- ・ 会員サービスと広報
 - (1) 全国水力協ニュースレター (No.28,29,30,31) の郵送
 - (2) HP (f-water.org) と会員ML (mem@ml.f-water.org) による情報提供
 - (3) PR出展 (フクイ建設技術フェア2013、9/11-12)
 - (4) PR講演
 - ・ 福井環境ミーティング (アオッサ、14/3/16、ポスターと講演)
 - ・ 福井県まち・エネおこし協議会 (国際交流会館、14/3/19、講演)
 - ・ 福井市環境推進会議主催シンポジウム (アオッサ、14/3/28、活動紹介ほか)
- ・ 交流事業・委員会等
 - (1) 全国小水協会議(7/27 出席)
 - (2) 地方小水協研修交流会 (大阪、12/10 出席)
 - (3) 関西広域小水協理事会 (理事派遣、4回出席、大飯町見学会企画6/30)
 - (4) 福井県まち・エネおこし協議会 (委員会 1回出席)
- ・ 研修会・見学会・調査・研究
 - (1) 小水力発電可能性調査 (高須町2013/9/18 協議会3、組合長、区長、県産業労働部)
 - (2) 現場発電実験 (五味川砂防ダム2013/9/22-28 10/7撤収)、室内水車効率試験 (藤沢エネルギー研究所実験室 2013/12/3-5)
 - (3) 福井小水協主催の発電実験現場見学会「五味川砂防ダム」(坂井市、13/9/28、参加午前と午後各10名程度)
 - (4) 全国小水力サミット (鹿児島、2013/11/7-9)
 - (5) 福井小水協主催の研修会「現地見学会と資金獲得方法について」(美浜町2013/11/24講師=全国小水協 中島 大 事務局長、参加15:講師、美浜町関係者3、協議会10、滋賀から1)
 - (6) 小水力発電の現状調査 (ベトナム・ハノイ市、2013/12/19-26)
 - (7) 活動報告会、14/01/24 アオッサ 603 参加25名
 - (8) 発電実験結果検討会、14/3/24 県立大学 参加10名
 - (9) 関西小水協主催の研修会「農山漁村再生可能エネルギー法」(京都、2014/3/10)
 - (10) 福井小水協主催の仏原ダム見学会・学習会 (大野市 2014/5/17 講師:北陸電力大野発電部 橋本学部長) 参加10 (講師他北陸電力2、会員8)
- ・ 助成事業
 - (1) 河川管理財団25年度河川整備基金助成事業「砂防ダムの放流水を利用する発電システムに関する調査と技術開発」13/4/1採択、9/22-28&12/3-5実施
 - (2) 25年度JICA北陸海外プログラム事業「ベトナムにおける小水力発電の現状調査」10/17採択、12/19-26実施
 - (3) 26年度補助事業川管理財団「25年度河川整備基金助成事業」応募「「小水力発電の賦存量推定のための水文時系列データの研究」(13/11/30応募、14/4/4 不採択)
 - (4) 26年度福井県地域貢献研究推進事業「中山間地における農業農村の活性化策～小水力発電とその利用に関する実証実験～」(14/4/22 応募、審査待ち)
- ・ その他
 - (1) 次世代農業研究会会員登録 (菊沢会長、皆川副会長 2014/1/12)
 - (2) 関西広域小水協理事 (吉田理事を継続推薦 2014/4/10)

資料2 2013 収支決算 平成 25 年 7 月 1 日～平成 26 年 6 月 12 日

協議会内の予算と決算

収入	予算	決算	内訳
会費収入	164,000	136,000	会費 2000×43、5000×10
委託金・補助金	50,000	15,720	全国小水協地方交流会旅費補助
事業収入	50,000	4,000	見学会参加費 (500×8 人)
前年度繰越金	7,302	7,302	
利子、その他	1,000	19	利子 19
計	272,302	163,041	

支出	予算	決算	内訳
総務費	40,000	23,135	通信費
		1,400	コピー代
会費	12,000	20,130	2013 年度、2014 年度の全国小水協正会員会費
事業費	50,000	5,000	会場費 13 総会 5,000
		3,740	会場費 活動報告研修会 (1/24)
		7,700	会場費 2014 年度総会 (6/29)
		520	同マイク代
		3,907	見学会 (5/17、移動費、お土産)
		20,000	現地研修会 (10/28) 講師卓話・交通費
資材購入費	40,000	30,000	出展料 (建設技術フェア 2014 先払い)
旅費、参加費	80,000	10,720	地方交流会旅費 (大阪 12/10)
		22,000	関西小水協旅費 (総会、理事会 3 回)
		8,000	関西小水協主催の研修会「農山漁村再生可能エネルギー法」(京都 3/10) 旅費補助 (報告義務あり)
その他支払い、繰越金	50,302	6,789	次年度繰越金 ¥5,084 (未払い金 1705)
計	272,302	163,041	◎総会 (6/29) のマイク使用料・その他は、次期の支払

外部資金の収支

補助金・研究費	収入	支出	内訳
河川管理財団助成金	1,000,000	1,000,000	発電実験
大学研究費	450,000	450,000	実験運搬費等 (危険度手合処理分追加)
JICA 北陸助成	250,000	250,000	ベトナム旅費 (航空券等)
大学研究費	99,000	99,000	現地移動・通訳費 (ベトナム、ハノイ)
大学旅費	72,600	72,600	鹿児島 (小水力サミット 11/7-9)
大学旅費	47,800	47,800	東京 (全国小水協総会・シンポジウム)
計	1,919,400	1,919,400	

資料3 2013 監査報告

会計監査報告

平成 25 年度の福井小水力利用推進協議会の収入、支出、決算等につきまして、会計帳簿並びに関係書類等を、平成 26 年 6 月 18 日に監査致しました結果、収入、支出、決算及び残高に誤りなく適正に処理されていた事を認め、報告致します。

平成 26 年 6 月 29 日

福井小水力利用推進協議会

監事 石本 豊昭



吉村恵理子



資料4 2014 事業計画（案）

- ・ 会員サービスと広報
 - 全国水力協のNLの配布（年 4 回程度）
 - ホームページや会員MLによる情報提供
 - 協議会や小水力利用のPRのための出展や講演
- ・ 交流事業
 - 全国小水力サミット（長野）、地方小水協研修会への参加や参加支援
 - 関西広域水力協への理事派遣
- ・ 研究等事業
 - 啓発や環境教育用のミニ水力発電装置の製作事業
 - 小水力発電の実証実験と利用実験（高須プロジェクト）
 - 流量観測法、水利権の許可に関する方法の研究
 - 県・市町への政策提言
- ・ 啓発事業
 - 研究事業の成果に基づく研修会や見学会の開催
 - その他の研修会や見学会は要望や必要があれば開催

（申し出企画：関西電力橋谷発電所の全面改修工事450kW水車製作九州 9 月前後、現場福知山市12 月頃）
- ・ 支援事業
 - 事業化のための新組織の設立や事業化を支援する

資料 5 2014 予算書 (案) 平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日

収入	2013	2014	内訳
会費収入	164,000	150,000	会費 2000×45、5000×12
全国小水協補助金	50,000	40,000	全国小水協による旅費補助
事業収入金	50,000	37,211	
利子、その他	1,000	1,000	
前年度繰越金	7,302	6,789	
計	272,302	235,000	

支出	2013	2014	内訳
総務費	40,000	40,000	通信費 30,000 諸費 (コピー代、封筒代など) 10,000
会費	12,000	10,000	2015 年度の全国小水協正会員会費
事業費	50,000	50,000	会場費 (総会、研修会等) 出展料 (建設技術フェアなど) 講師報奨金、交通費、土産代など
事業資材費	40,000	40,000	事業制作費、調査費
旅費、参加費	80,000	85,000	研究会旅費、参加費補助 (報告義務) 20,000 関西小水協旅費 (4 回) 32,000
その他	50,302	10,000	
計	272,302	235,000	

資料6 役員の改選について

○ 第1期役員名簿（敬称略）

理事	有賀 祥夫	
理事	浮田 隆之	
理事	菊沢 正裕	会長
理事	高嶋 義和	
理事	竹内 良治	
理事	田嶋 哲雄	
理事	辻 一憲	
理事	中川 伸二	
理事	西岡 哲平	副会長
理事	藤沢 憲治	事務局長

理事	藤原 一功	
理事	増田 頼保	
理事	水上 聡子	
理事	皆川陽一郎	副会長
理事	山口 昌英	
理事	吉川 守秋	
理事	吉田 裕則	関西広域 水力協理事
監事	石本 豊昭	
監事	吉村恵理子	

- ・ 下の名簿で取り消し線を引いた2理事が自己都合で辞任されました。規約第6条4項により必要な場合補選できますが、補選しませんでした。

○ 第2期役員の改選方法

立候補者名簿（次頁）を総会前に郵送し、同じものを受付でお渡ししています。これをもとに次の方法で役員を選出します。選出方法に異議があれば協議します。

- ・ 有権者は2014年度会費納入済者とする。
- ・ 理事および監事の立候補者数が定員内の場合は、総会席上での賛意をもって選任する。
- ・ 理事および監事の立候補者数が定員の上限を超えた場合は、次の方法で選任する。
 - (1)有権者は、候補者名に○を付けた候補者名簿（複数可、最大20）を提出する。
 - (2)○の数が多い候補者から上位20名を選出し、理事とする。（理事は規約第6条5により5から20人）
 - (3)監事については、第9条6に基づき1から3名とする。

福井小水力利用推進協議会第2期（2014-2015）役員立候補者名簿（申込順）

#	役	氏名	所属	（できること）	（抱負）
1	理事	菊沢 正裕	福井県立大学	小水力関係に必要な水理や水利に関する課題には、勉強しながら対応できる。補助金申請書をかける。	この2年の経験（事業見学や室内外の発電実験など）を活かして次の2年、中山間地農村で小水力発電を行い、EV軽トラや育苗保温に利用する事業を实践し、小水力普及の道筋を築きたい。
2	理事	吉田 裕則	NPO法人 若狭くらしに水舎	2年間、関西広域水協の理事やNPOの専務として現場調査や研修会、見学会の活動をしてきて、水力利用の提案や調査ができる。	今まで培ってきた経験や人脈を生かして、水力の様々な利活用による福井の地域の発展を目指していきたい。
3	理事	皆川陽一郎	株式会社 サンワコン	コンサルタントに勤務。業務でも小水力発電の調査等に携わっている。	蓄積した知見や技術を、今後も福井小水協や福井の発展のために役立てたい。発電した電力の売電以外の使用方法についても、今後研究していきたい。
4	理事	吉川 守秋	NPO法人 エコプランふくい 株式会社 ふくい市民発電所	太陽光発電の市民共同発電所を作ってきた。	エネルギーの地産地消を進めるには小水力発電を考える必要がある。是非、県内で小水力の市民共同発電所を作りたい。
5	理事	高嶋 義和	ジビル調査設計㈱	建設コンサルタントとしての基本設計（測量、流量観測、図面作成、工事費算出等）河川法許可申請書作成等は出来る。	各地域での小水力発電計画に対して、上記で述べてような支援をしていきたい。また、発電による地域活性化が出来ると思うので、この分野でも何かできれば良いと思っている。
6	理事	増田 頼保	NPO法人 森のエネルギー フォーラム ARTES TRASTOS 株式会社	助成・委託申請書類の企画立案、実験、3D図面作成、許可申請書類、地域へのアプローチ・合意形成等の会合、反対勢力に対する説得など、子ども対象にした、ワークショップの実施（過去34回実施経験済み）、環境NPO間の連携作業説得、シンポジウム企画、学会などの運営	1昨年、子ども対象に水車ワークショップを行っている。日本の未来を支える世代に対して出来る限りの支援や教育的な取り組みをしたい。
7	理事	中川 伸二		専門的な知識や技能はないが、地道で精度の高い事務作業を完成出来る。	小水力やその他の再生可能エネルギーを活用することで福井を『消滅自治体』にせず『持続する自治体』にしたい。
8	理事	藤原 一功	(有) トーフ設計	再生可能エネルギーの普及のために、出前講座で体験できる装置を作成している。小水力発電、風力発電、太陽光発電、圧電素子でフルフルライト、波力発電などを作成している。仕事は建築設備の設計、積算、監理で官公庁がほとんど。太陽光発電の1.8メガを三国で施工中（7月完成）。	今年度中にまちづくりを絡めた計画、提案を実行したい。
9	理事	村田孝司	伸和エンジニアリング (株)	長らく電力会社向け業務を経験。小水力発電関連では、三菱電機ブランドエンジニアリング製システム（1-10kW）を拡販支援。現在、関西電力向け「橋谷発電所・水車発電機（450kW）一式更新」を設計製作中。この種の情報提供や見学会の提案ができる。	原子力発電所（敦賀事務所）に関わった経験で、嶺南地域には小水力利用の開発地点があると思う。「小水力発電」で地域の発展に繋がるお手伝いを地域の皆様と一緒にしたい。
10	理事	有賀 祥夫	技術士事務所	コンサル経験から発電所建設前の可能性評価調査（地形・水文調査等）ができる。関係グループ（5名）もあるが開店休業状態。	全水協・官報情報は為になる。加えて地元の関連情報（各地協議会含む）をもっと知りたい。その点を考えてゆきたい。
11	理事	辻 一憲	NPO法人 自然体験 共学センター NPO法人 若狭くらしに水舎	・若狭での小水力と地域活性化を推進するための組織作りに取り組んできた。 ・子どもたちに自然の恵み・水の恵み・エネルギーを体験するプログラム作りとその実践に取り組んできた。	地域で多様な人達に関わりながら小水力と地域活性化を推進していく組織作りとその実践を若狭と福井で進めていきたい。
12	理事	藤沢 憲治	藤沢電機管工 株式会社	ポンプ運転水車の製作、管設計施工	身近な水を利用した発電事業を数多く実現したい
13	理事	田嶋 哲雄	ローカーボンライフ 研究所	水力発電所の勤務経験がある。小水力発電所の取水設備、特に除塵対策技術に関心がある。	ハブダイナモでマイクロ水車発電機を作り、農業用水路や谷水で発電するデモンストラーションや出前講座を各地で開催したい。
14	監事	山口 昌英	(有) JASTY		
15	監事	吉村恵理子	PTP inc.		

福井小水力利用推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、福井小水力利用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は小水力等の利用推進に関する調査研究を行うと共に、小水力等の利用事業の円滑な普及発展を図り、もって地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(本 部)

第3条 協議会は、本部を福井県福井市問屋町2丁目19-2（藤沢電機管工株式会社）内に置く。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小水力等の利用に関する調査研究
- (2) 小水力等の利用の普及啓発活動
- (3) 小水力等を利用した地域づくり活動への支援
- (4) 小水力等の利用事業関係者の連携協調の充実
- (5) 小水力等の利用事業に関する施策等の提言
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 協議会は、次の会員で構成する。

- (1) 会員 協議会の目的に賛同して入会した個人および団体
- 2 会員は以下に定める年会費を納入しなければならない。
 - (1) 個人会員 年会費 2,000 円
 - (2) 団体会員 年会費 5,000 円
- 3 全国小水力利用推進協議会の正会員で本協議会に入会を希望するものは年会費を免除される。

(理 事)

第6条 本協議会に理事会をおき、理事は理事会を構成する。

- 2 理事は、総会において会員のうちから選任する。
- 3 理事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中の理事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された理事の任期は、前任理事の任期満了までとする。
- 5 理事の人数は5人以上20人以内とする。
- 6 前項の規定に関わらず、理事は任期満了後も次の通常総会まで任期を伸張する。

(会 長)

第7条 会長は本協議会を代表し、その業務を執行する。

- 2 会長は理事会において理事の互選によって選任する。
- 3 会長の任期は、1期を2年とし、連続して3期までとする。

(副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

- 2 副会長は1人以上4人以内とし、理事会において理事の互選によって選任する。
- 3 副会長の任期は1期を2年とし、再任を妨げない。

(監 事)

第9条 本協議会に監事をおき、協議会の会計および業務状況を監査する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 監事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中の監事が退任し新たな監事が選任された場合、新たに選任された監事の任期は、前任監事の任期満了までとする。
- 5 前項の規定に関わらず、監事は任期満了後も次の通常総会まで任期を伸張する。
- 6 監事の人数は1人以上3人以下とする。

- 7 監事が会長・理事を兼務することはできない。
- 8 監事は本協議会の会計を監査し、総会に監査結果の報告を行う。

(顧問)

第10条 本協議会は理事会の承認を得て顧問をおくことができる。

- 2 顧問は会長が選任する。
- 3 顧問は会員である必要は無い。

(総会)

第11条 会長は年1回の通常総会を開催する。また会長が必要と認める時は臨時総会を開催することができる。

- 2 総会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画の決定
 - (2) 収支予算の決定
 - (3) 事業報告の承認
 - (4) 収支決算の承認
 - (5) その他会長または理事会が総会に付議すると決定した事項
- 3 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。
- 4 総会は会員をもって構成し、会員の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。
- 5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席会員（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(理事会)

第12条 理事会は会長が招集する。また理事は、理事の過半数の同意があれば会長が招集しなくとも開催することができる。

- 2 理事会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 会長が付議すると決定した事項
 - (3) 本協議会の運営に関する重要事項
- 3 理事会は理事の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。
- 4 理事会の決議は、本規約に特段の定めがない限り出席理事（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(会計)

第14条 協議会の運営費には会費または寄付金その他をもって運営する。

(班)

第15条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て必要な班をおくことができる。

- 2 班に班長をおく。班長は会長が委嘱する。
- 3 班長は理事会に出席し、その所管する事項について報告し、意見を述べることができる。
- 4 班員は理事会または総会の承認を得て会長が任命する。
- 5 班長及び班員は任期を定めず、会長が解任するまでの任期とする。
- 6 第5項の規定にかかわらず理事会決議または総会決議によって班長及び班員を罷免することができる。

(事務局)

第16条 本協議会の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局は会長、副会長、事務局長及び事務局員によって構成する。
- 3 事務局長は理事会の承認を得て会長が任命する。
- 4 協議会の会計執行責任者を事務局長とし、事務局長は理事会の監督の下で会計事務を行う。
- 5 事務局員の任免は理事会が行う。

(入会・退会・除名)

第17条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。
会長は正当な理由がなければ入会を拒んではならない。

第 18 条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 理事会は会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。

- (1) 個人会員の本人が死亡したとき
- (2) 団体会員である団体が消滅したとき
- (3) 事業年度末日までに当該年度の会費を支払わなかったとき

第 19 条 会員がこの規約に違反したとき、若しくは、協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(規約の変更)

第 20 条 本規約を変更するためには、総会において出席会員（委任状を含む）の 3 分の 2 以上の賛成による議決を要する。

(解散)

第 21 条 協議会の解散は、総会において会員総数の 3 分の 2 以上により議決（委任状を含む）する。

(附則)

第 22 条 協議会設立時の会長および副会長は、第 7 条第 2 項および第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の議決により理事の中から選任することができる。

2 この規約は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

3 この規約は平成 25 年 7 月 28 日の改定を経て、同日から施行する。

グーグルサイトに移行した新ウェブサイト：従来の f-water.org は有効です